



公正取引委員会

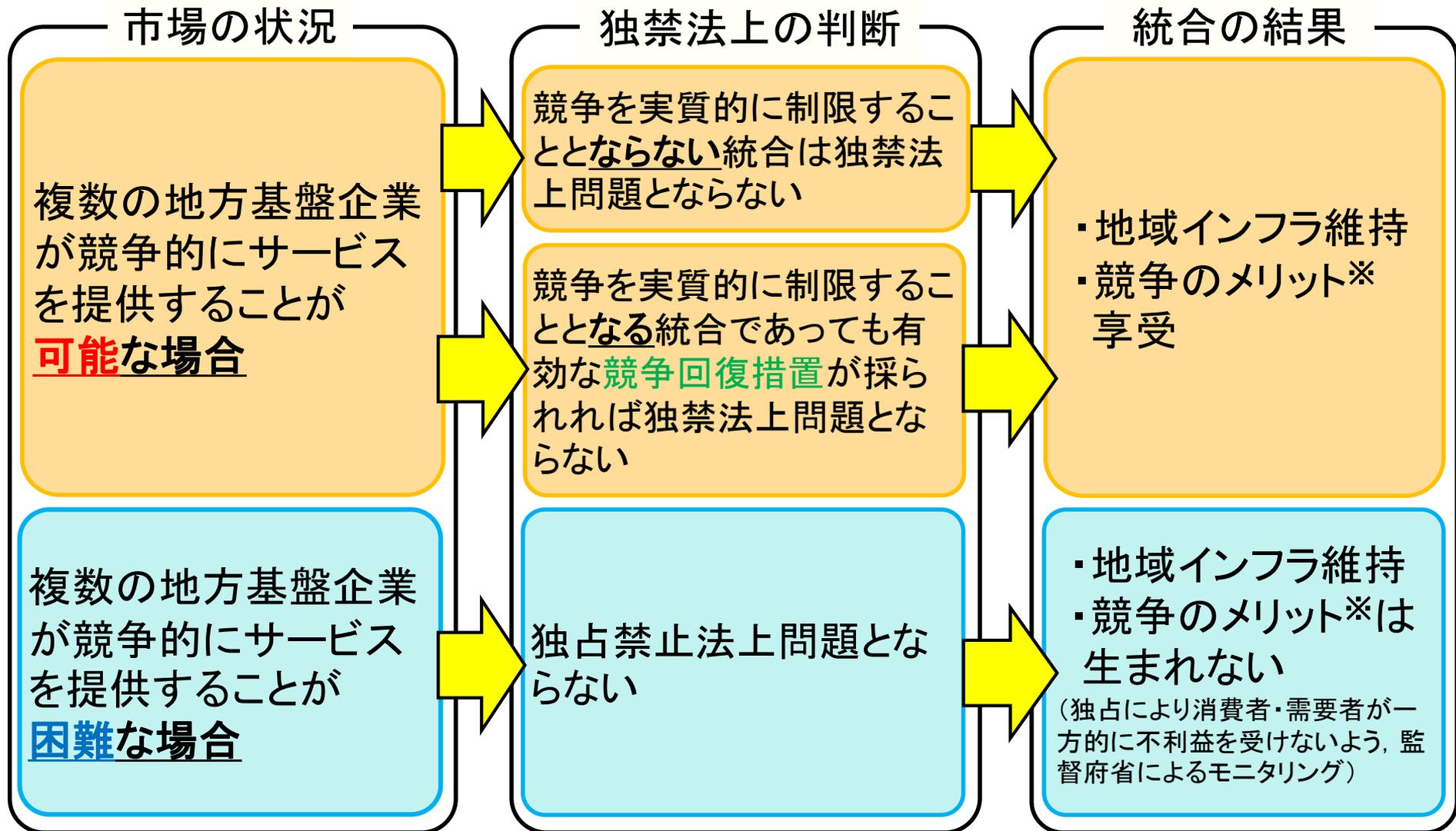
Japan Fair Trade Commission

資料3-2

平成30年12月19日 地方施策協議会資料

参考資料

公正取引委員会事務総局



※競争のメリット: 消費者・需要者に十分な選択肢が確保されることにより, 消費者・需要者の効用が増加するだけでなく, 需要に適切に対応しようとする企業のインセンティブが生まれ, 企業自身の価値が増加し, 経済が活性化する。

16件の届出があり, 全ての案件を承認

① 広域拡大型の統合

- ・(株)足利ホールディングス(栃木県)による(株)常陽銀行(茨城県)の株式取得【平成28年度】
- ・(株)横浜銀行(神奈川県)及び(株)東日本銀行(東京都)による共同株式移転【平成27年度】
- ・トモニホールディングス(株)(香川県)による(株)大正銀行(大阪府)の株式取得【平成27年度】
- ・(株)肥後銀行(熊本県)及び(株)鹿児島銀行(鹿児島県)による共同株式移転【平成27年度】
- ・(株)きらやか銀行(山形県)及び(株)仙台銀行(宮城県)による共同株式移転【平成24年度】
- ・(株)徳島銀行(徳島県)と(株)香川銀行(香川県)の共同株式移転【平成21年度】
- ・(株)関西アーバン銀行(大阪府)と(株)びわこ銀行(滋賀県)の合併【平成21年度】
- ・フィデアホールディングス(株)(宮城県)による(株)荘内銀行(山形県), (株)北都銀行(秋田県)の株式取得【平成21年度】

➡ 1次審査で
問題なし

② 同一地域に所在する2位以下の銀行同士の統合

- ・(株)関西アーバン銀行(大阪府), (株)みなと銀行(兵庫県), (株)近畿大阪銀行(大阪府), リそな銀行等による経営統合【平成29年度】
- ・(株)第三銀行(三重県)及び(株)三重銀行(三重県)による共同株式移転【平成29年度】
- ・(株)東京TYフィナンシャルグループ(東京都)による(株)新銀行東京(東京都)の株式取得【平成27年度】
- ・(株)東京都民銀行(東京都)及び(株)八千代銀行(東京都)による共同株式移転【平成26年度】
- ・(株)関東つくば銀行(茨城県)と(株)茨城銀行(茨城県)の合併【平成21年度】
- ・(株)池田銀行(大阪府)と(株)泉州銀行(大阪府)の統合【平成21年度】

➡ 1次審査で
問題なし

③ 同一地域に所在する1位と2位の銀行同士の統合

- ・(株)第四銀行(新潟県)及び(株)北越銀行(新潟県)による共同株式移転【平成29年度】
➡ 県外地銀を含め, 他に有力な競争事業者が存在し, 顧客の選択肢が確保される。
- ・(株)ふくおかフィナンシャルグループ(長崎県(親和銀行))による(株)十八銀行(長崎県)の株式取得【平成30年度】
➡ 県外地銀を含め, 他に有力な競争事業者が存在せず, 顧客の選択肢が狭まる。

➡ 2次審査で
問題なし

➡ 2次審査で
問題解消措置
を前提として
問題なし
2

2件の届出があり, いずれの案件も承認

年度	案件名	審査
29	(株)みちのりホールディングスによる日立電鉄交通サービス(株)の株式取得	1次
24	名古屋鉄道(株)による宮城交通(株)の株式取得	1次

【審査の経緯】

平成28年 2月

・当事会社による株式取得計画の公表

平成28年 5月

・需要者アンケート①の実施

平成28年 6月 8日

・株式取得計画の届出書の受理
(※ 株式取得の禁止期間満了日は平成28年7月8日)

第1次審査開始

平成28年 7月 8日

・報告等の要請, 第三者からの意見聴取の開始

第2次審査開始

平成28年 8月

・本件統合により競争を実質的に制限することとなる旨の指摘

平成30年 2月

・需要者アンケート②の実施
・本件統合により競争を実質的に制限することとなる旨の指摘

平成30年 5月以降

・当事会社による問題解消措置の検討(8月に変更報告書の提出により問題解消措置の申出)

平成30年 8月15日

・全ての報告等の受理(これにより第2次審査の期限が平成30年11月14日になる。)

平成30年 8月24日

・排除措置命令を行わない旨の通知, 審査結果公表

○ 問題解消措置を講じた場合の平均審査期間

	平均審査期間	
第2次審査に移行した事案	5か月半程度	最短約3か月 最長約1年
そのうち、問題解消措置を講じた事案	7か月半程度	最短約3か月 最長約1年

※平成23年度～平成29年度の案件に係る平均審査期間(長崎地銀の件は含まない。)

・第2次審査に移行し、問題解消措置が講じられた事案についての**平均審査期間は7か月半程度(最長約1年)**。

・長崎地銀の件は、平成28年8月、当委員会から問題点の指摘。平成30年5月に当事会社が問題解消措置の具体的な方針について公表し(この間、1年8か月)、作業に着手。その後、4か月弱で結論。

・第2次審査において、必要な報告がなされた後、公正取引委員会は90日以内に、独禁法上の判断(独禁法第10条等)。当事会社による全ての報告等は平成30年8月15日に完了(この結果、公正取引委員会の審査終了期限は平成30年11月14日)。

- 役務ごとに競争の実態に即して一定の取引分野を画定

【長崎地銀の件における地理的市場の画定】

○中小企業向け貸出し ⇒ 「長崎県」及び「同県内の8経済圏」

- ①長崎県外に所在する銀行等の店舗から借入れを行っている者は約5%
- ②自己が所在する経済圏の外に所在する銀行等の店舗から借入れを行っている者は約10%
- ③ネット銀行やフィンテック等を用いた借入れは行われていない

○クレジットカード ⇒ 「日本全国」

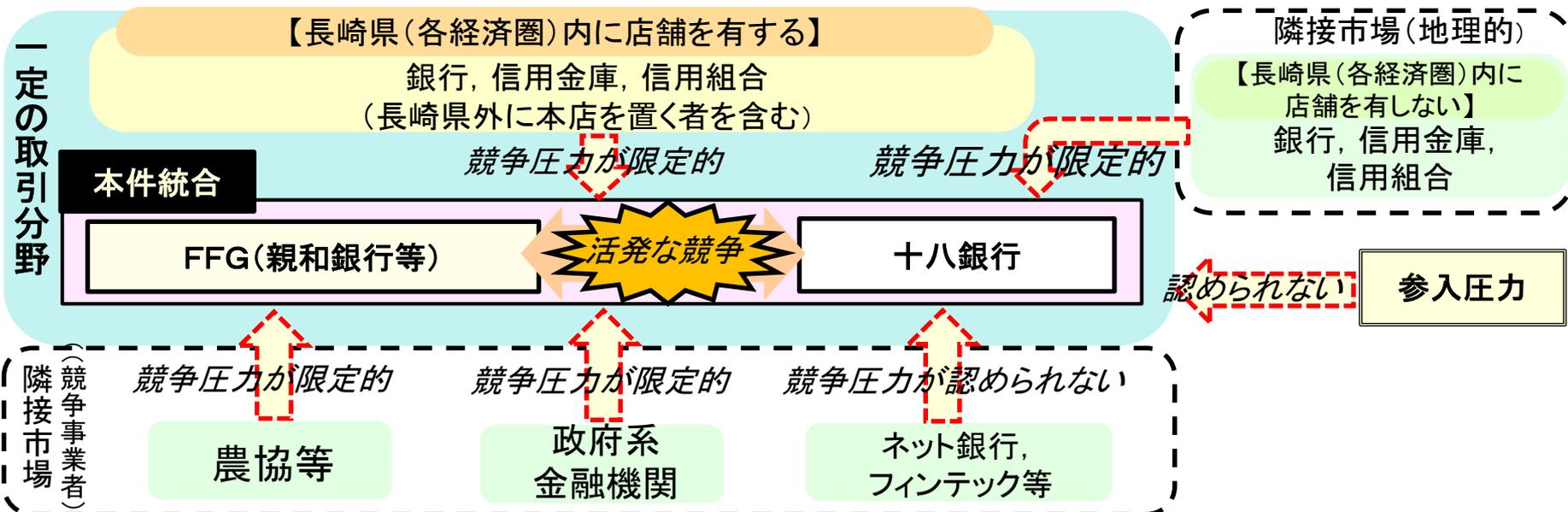
- ・(店舗が拠点となる事業性貸出しと異なり、)需要者はインターネット等の通信手段を通じて日本全国の供給者と取引

○ 一定の取引分野の中の競争事業者からの競争圧力を適切に評価・判断するだけでなく、一定の取引分野に含まれていないものについても、実態を踏まえて隣接市場からの競争圧力の有無を適切に評価・判断

→ 「非事業性貸出し」、「預金」、「為替」、「投資信託販売」、「公共債販売」、「保険代理店」、「クレジットカード」、「大企業・中堅企業向け貸出し」、「地方公共団体向け貸出し」及び「中小企業向け貸出し（長崎県内の5経済圏（離島）」）の各分野については、競争を実質的に制限することとはならないと判断。独占禁止法上問題となったのは、中小企業向け貸出し（長崎県及び同県内の3経済圏）のみ。

【中小企業向け貸出し（長崎県及び同県内の3経済圏）における競争の実質的制限の判断】

長崎県及び同県内の3経済圏



本件統合により、中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり、競争を実質的に制限することとなる

○ 市場シェアは競争の実質的制限の判断要素の1つにすぎない

【長崎地銀の件における競争の実質的制限の判断】
(「需」は需要者, 「供」は供給者の事情)

大企業・中堅企業向け貸出し	判断要素	中小企業向け貸出し (長崎県及び3経済圏)
約70%	合算市場シェア	約70-75%
需: 当事会社グループを相互に代替的な借入先と認識する者が60%程度いる中で, 競争事業者を代替的な借入先と認識する者が50%程度いる 供: 遠方の大企業・中堅企業にも訪問を行うなど, 体制面で問題ない	○ 競争事業者からの競争圧力	需: 当事会社グループを相互に代替的な借入先と認識する者が60%程度いる一方, 競争事業者を代替的な借入先と認識する者は多くとも20%程度しかいない 供: 体制面での供給余力が十分ではない
需: 長崎県外の金融機関から借入れを行う者が30%前後いる 供: 需要者の信用度が高く積極的に貸出しを行いたい	○ 隣接市場からの競争圧力 (長崎県外に所在する金融機関)	需: 長崎県外の金融機関から借入れを行う者が5%しかいない 供: 営業・与信管理等のコストの観点から店舗の所在地を中心にしか貸出しを行っていない

本件統合により, 長崎県において, 大企業・中堅企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況とはならない

競争を実質的に制限することとならない

本件統合により, 長崎県及び同県内の3経済圏において, 中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になる

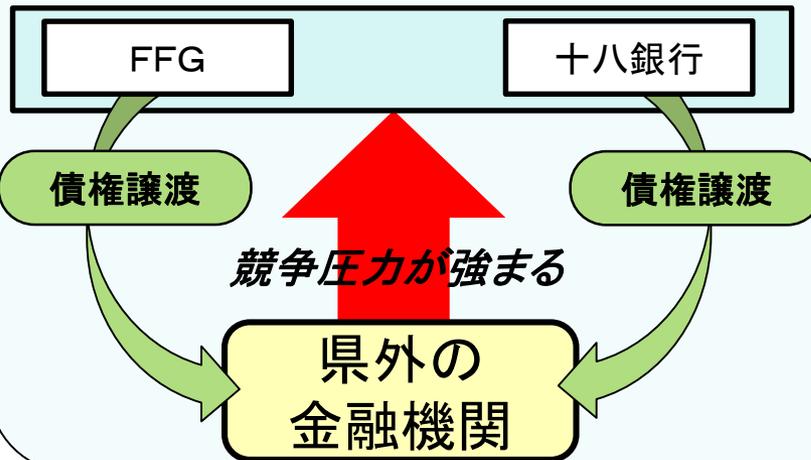
競争を実質的に制限することとなる

- 主に県外金融機関に対する債権譲渡により、県外金融機関の顧客基盤の強化が図られ、これら金融機関からの競争圧力が働くと認められる

【長崎地銀の件における問題解消措置の評価】

債権譲渡：1千億円弱相当の貸出債権を他の金融機関に譲渡

対象債権：貸出先が他の金融機関への借換えを希望し、他の金融機関が受入れを応諾した債権



顧客基盤の構築

- 取引拡大が容易
 - 体制強化のインセンティブ
- 中小企業にとっての借入先の選択肢が広がる

競争を実質的に制限することとはならない

長崎における地銀の統合に係る問題解消措置として債権譲渡が講じられたことに対し、「債権譲渡は、当事会社に過大な負担を負わせる」「債権譲渡は、顧客の銀行との関係性を失わせ、顧客の利益を害する」等の意見がある



○ 長崎における地銀の統合は、それまで活発に競争してきた銀行同士の統合で、失われる競争の程度が大きく、当事会社に対して牽制力となり得る金融機関が無い場合、中小企業を中心とする需要者にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるという弊害をもたらすもの。

※ 長崎では、十八銀行の店舗が90店舗弱、親和銀行の店舗が80店舗弱である一方、メガバンク及び他県地銀(8行)の店舗は各1~3店舗という状況。また、十八銀行をメインバンクとする企業が45.6%、親和銀行をメインバンクとする企業が38.6%となっており、両者合計で84.2%という状況。(出典:帝国データバンク)

○ 本件統合により失われる競争を回復するため、当事会社は他行への債権譲渡(借換えサポート)という措置を選択。

○ 当事会社は借換えサポートについて、借換を希望する顧客についてのみ実施。現状で十八銀行と親和銀行の両方から借入れを行っている顧客にとって、本件統合後の借入先を分散させることは利益。

＜東洋経済2018年06/02号記事より＞

「酸素ボンベの管(取引銀行)は、大きな1本(経営統合後の1行)より、細くてもいいから2本(統合前の2行)あったほうがいい」

！そう語るのは長崎市で卸売業を営む中小企業経営者だ。

○ 諸外国※の銀行統合の案件では、問題解消措置として店舗を譲渡。店舗譲渡では債権のみならず、当該店舗に係る預金や人員等を含めた譲渡。

※近年でもアメリカ、EU(オランダ)等において多くの例がある。

○需要が減少するなど一定の取引分野における市場規模が十分に小さくなく、複数の事業者による競争を維持することが困難な場合には、統合により1社となったとしても、競争を実質的に制限することとはならない。

【長崎地銀の件における離島地域の評価】

対馬等3経済圏		
市場規模が極めて小さい	当事会社グループは店舗等の合理化を図ってきたが採算が取れていない	競争事業者は店舗の譲受けを希望しない
<p>長崎県における中小企業向け貸出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 県南・県北・県央 ■ 対馬 ■ 壱岐 ■ 新上五島 ■ その他 	<p>合理化</p>	

複数の事業者による競争を維持することが困難

競争を実質的に制限することとはならない

諸外国における銀行の統合案件(問題解消措置が採られたもの及び禁止決定が行われたもの)

国・地域	時期	事案の概要	市場画定		問題となった市場における当事会社 の地位・競争者の状況	問題解消措置
			地理的範囲	役務範囲		
アメリカ	2018年1月	インディアナ州に本店を置くMainSource Financial Group, Inc.及びオハイオ州に本店を置くFirst Financial Bancorpの合併	不明	不明	不明	インディアナ州バーソロミュー郡及びディケーター郡に所在する5店舗の売却
	2016年7月	オハイオ州に本店を置くHuntington Bancshares Incorporated及び同州に本店を置くFirst Meritの合併	経済圏 (一つの郡又は複数の郡から成る。)	事業性融資等	合併により、当事会社はオハイオ州で最大の銀行となる	・オハイオ州アシュタブラ郡及びスターク郡に所在する13店舗の売却 ・合併完了後2年以内に閉鎖した店舗の売却・貸与
	2016年4月	オハイオ州に本店を置くKeyCorp及びニューヨーク州に本店を置くFirst Niagara Financial Group Inc.の合併	経済圏 (一つの郡又は複数の郡から成る。)	事業性融資等	合併により、当事会社は国内13位となる	・First Niagara Financial Group Inc.のニューヨーク州バッファロー圏(エリー郡、ナイアガラ郡)に所在する18店舗の売却 ・合併完了後2年以内に閉鎖した店舗の売却・貸与
	2011年11月	ニューヨーク州に本店を置くFirst Niagara Bank N.A.によるバージニア州に本店を置くHSBC Bank USA N.A.の事業譲り受け	経済圏 (一つの郡又は複数の郡から成る。)	事業性融資等	不明	ニューヨーク州エリー郡、ナイアガラ郡及びオーリンズ郡に所在する26店舗の売却
	2011年5月	マサチューセッツ州に本店を置くBerkshire Hills Bancorp Inc.及び同州に本店を置くLegacy Bancorpの合併	経済圏 (一つの郡又は複数の郡から成る。)	事業性融資等	不明	マサチューセッツ州パークシャー郡に所在するLegacy Bancorpの4店舗の売却
	2011年4月	ミシSSIPPI州に本店を置くHancock Holding Company及びルイジアナ州に本店を置くWhitney Holding Corporationの合併	経済圏 (一つの郡又は複数の郡から成る。)	事業性融資等	合併により、Hancock Holding Companyは国内第32位となる	・ミシSSIPPI州ハリソン郡及びハンコック郡に所在するWhitney Holding Corporationの7支店の売却 ・ルイジアナ州ワシントン郡に所在するWhitney Holding Corporationの1支店の売却
	2006年10月	アラバマ州に本店を置くRegions Financial Corporation及びアラバマ州に本店を置くAmSouth Bancorporationの合併	経済圏 (一つの郡又は複数の郡から成る。)	事業性融資等	合併により、当事会社はアラバマ州及びミシSSIPPI州で第1位、テネシー州で第2位となる	・アラバマ州、ミシSSIPPI州及びテネシー州に所在するAmSouthの52店舗の売却 ・合併完了後3年以内に閉鎖した店舗の売却・貸与

国・地域	時期	事案の概要	市場画定		問題となった市場における当事会 社の地位・競争者の状況	問題解消措置
			地理的範囲	役務範囲		
アメリカ (続き)	2004年8月	ノースカロライナ州に本店を置く Wachovia 及びアラバマ州に本店を置く Southtrust の合併	経済圏 (一つの郡又は 複数の郡から 成る。)	預金	不明	・フロリダ州及びジョージア州の4市場にお ける Southtrust の18店舗の売却 ・合併後一定期間内に閉鎖した店舗の売 却・貸与
	2003年5月	ノースカロライナ州に本店を置く BB&T 及びバージニア州に本店を 置く First Virginia の合併	経済圏 (一つの郡又は 複数の郡から 成る。)	事業性融資等	不明	・BB&T の11店舗及び First Virginia の2店 舗の売却 ・合併後一定期間内に閉鎖した店舗の売 却・貸与
EU	2007年10月	オランダ第1位の FORTIS 及び第4 位の ABN AMRO の合併	全国(オラン ダ) ※	事業性融資等	当事会社計40%超 HHI約3300, 増分約700	・FORTIS の法人融資事業の第3者への売 却 ・当該第三者に対する店舗の売却又は リース
イタリア	2016年12月	国内第1位の Sanpaolo IMI 及び同 第3位の Banca Intensa の合併	県 (Province)	事業性融資等	当事会社計30%以上, 競争者と のシェアの格差は大きい	当事会社の店舗及び貸出債権をシェアが 30%以下となるまで第三者に譲渡
ポルトガル	2007年3月	国内第1位の BCP 及び同第5位の BPI の合併	全国	事業性融資等	当事会社計30%~40%, 第2位 の市場シェアは20%~30%	BPI の60店舗の第三者への売却
ドイツ	2012年2月	Haspa Finanzholding による Kreissparkasse Lauenburg の株式 取得	経済圏	事業性融資等	Herzogtum Lauenburg 地域(人口18 万人程度)において, 当事会社は 第1位及び第2位の事業者であり, 競争事業者の市場シェアは小さい	禁止決定

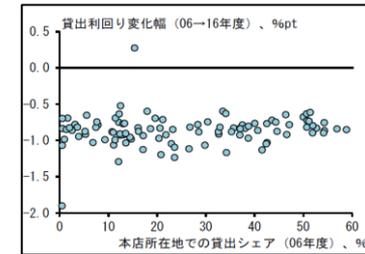
※欧州委員会の審査報告書によれば、特に中小企業にとっては金融機関との「近接性」が重要であり、地理的範囲は「地域」(local)又は「少なくとも国より狭い範囲」となるが、本件では地理的範囲の広狭により評価が変わらないとして、便宜上地理的範囲を「国」として画定したとしている。

都道府県における金融機関のHHI(寡占度)が高まると、貸出金利が下がり、貸出残高が増加する

※平賀一希, 真鍋雅史, 吉野直行著
「地域金融市場では、寡占度が高まると貸出金利は上がるのか」
(2017)

県内の貸出額シェアと利回り変化幅に相関は認められず、県内シェアが高いからといって金利が下がりにくいわけではない

※ 未来投資会議(第21回)(H30.11.6)
参考資料
日本銀行・金融システムレポート
2018年4月号(H30.4.19)



しかし

しかし

●この分析では、時系列データを用いて分析を行っているが、分析期間中、HHIはすう勢的に上昇する一方、金利は異次元緩和等の影響によりすう勢的に下落しており、この影響を除去せずに分析しても妥当な結論は得られない。

●金融機関の金利は、シェアだけでなく地域ごとの特性(優良顧客の割合等)や当該金融機関の戦略(ターゲットとする顧客層等)等に応じて決まるもの。それらを考慮せずにシェアのみで分析しても妥当な結論は得られない。

●競争が活発ではない県においては、シェアの高低にかかわらず、金利は高止まりするはず。シェアの高い金融機関ほど金利が下がりにくいという仮定で分析すること自体適切ではない。

●日本銀行による金融システムレポート別冊シリーズ2015年5月号によれば、クロスセクションのデータを用いた分析で、HHIが高いほど金利が高いとの結果もある。

企業結合計画に関する法定手続のフローチャート

